

平成23年1月21日

各既存配置販売業者様

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町10-52

薬務課

既存配置販売業における取扱品目について（通知）

のことについて、この度、本県における取扱品目の指定台帳を次のとおり改正しました。

については、今後、配置販売業許可（更新）申請時等に一括指定を受けようとする場合は、配置販売業取扱品目変更追加申請書を同時に提出し、配置販売業許可（更新）申請書に別紙のとおり記載した取扱品目表を添付することにより富山県、奈良県、滋賀県及び佐賀県の各県の収載台帳ごとに一括して指定を行います。

なお、指定台帳に追加収載された品目を新たに取扱う場合は、品目ごとに配置販売業取扱品目の変更追加申請を行ってください。

配置販売業取扱品目

富山県、奈良県、滋賀県及び佐賀県の配置家庭薬品目収載台帳の品目を指定する。

ただし、配置販売品目指定基準（昭和36年厚生省告示第16号）及び平成10年8月31日医薬発第785号厚生省薬務局長通知の範囲外のものを除く。

担当 薬事グループ

電話 082-513-3222

（担当者 森木）

別紙

取り扱おうとする品目表（配置販売業）		申請者の氏名（ ）		
名 称	成分及び分量	用法及び分量	効能又は効果	製造業者の氏名 又は名称
平成 年版富山県配置家庭薬品目収載台帳のとおり（追加収載分は除く。）				
平成 年度版奈良県配置家庭薬品目収載台帳のとおり（追加収載分は除く。）				
平成 年版滋賀県配置家庭薬品目収載台帳のとおり（追加収載分は除く。）				
平成 年版佐賀県配置家庭薬品目収載台帳のとおり（追加収載分は除く。）				
ただし、配置販売品目指定基準（昭和36年厚生省告示第16号）及び平成10年8月31日医薬発第785号厚生省薬務局長通知の範囲外のものを除く。				

変更  
配置販売業取扱品目  
追加

許可番号及び年月日		第 号 年 月 日			
営 業 区 域					
取り扱うとする品目	名 称	成分及び分量	用法及び分量	効能又は効果	製造業者の氏名 又は名称
	平成 年版富山県配置家庭薬品目収載台帳のとおり（追加収載分は除く。）				
	平成 年度版奈良県配置家庭薬品目収載台帳のとおり（追加収載分は除く。）				
	平成 年版滋賀県配置家庭薬品目収載台帳のとおり（追加収載分は除く。）				
	平成 年版佐賀県配置家庭薬品目収載台帳のとおり（追加収載分は除く。）				
	ただし、配置販売品目指定基準（昭和36年厚生省告示第16号）及び平成10年8月31日医薬発第785号厚生省薬務局長通知の範囲外のものを除く。				
備 考		「現在指定を受けている品目については廃止する。」			

変更  
上記により、配置販売業の取扱品目の を申請します。  
追加

平成 年 月 日

住所 法人にあっては、主たる  
事務所の所在地  
氏名 法人にあっては、主たる  
事務所の名称

印

広 島 県 知 事 様